



茨城県報

第 2365 号

平成24年3月5日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 1
- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 3
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 5
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（河川課）…………… 6
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）…………… 6
- 事業計画の変更の認可（下水道課）…………… 7
- 土地改良事業の認可（2件）（農林事務所）…………… 7
- 土地改良法に基づく換地処分（農林事務所）…………… 8

公 告

- 茨城県統計調査員証の無効（統計課）…………… 8
- 公共測量の実施（用地課）…………… 8
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）…………… 9

告 示

茨城県告示第221号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810400309	ヘルパーステーションゆきわり草	古河市東山田2944-661	株式会社サンワコウギョウ	古河市東山田2944-661	平成24年3月1日	同行援護



茨城県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 新 井 良 亮

(2) 住所

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

水戸駅ビルエクセルみなみ

水戸市宮町一丁目107-4 外

(2) 変更した事項**ア 大規模小売店舗の所在地**

(変更前) 水戸市宮町一丁目7番31号

(変更後) 水戸市宮町一丁目107-4 外

イ 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 代表取締役 清 野 智

(変更後) 代表取締役 新 井 良 亮

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名**(3) 変更の年月日**

ア、ウ 平成24年1月31日

イ 平成24年2月22日

(4) 変更の理由

ア 住居表示より登記住所へ変更のため

イ 東日本旅客鉄道株式会社によるグループ会社届出の統一化のため

ウ 出店のため

3 届出年月日

平成24年2月22日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

~~~~~

茨城県告示第223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸ステーション開発株式会社

代表取締役 佐 藤 一 弘

(2) 住所

水戸市宮町一丁目1番1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセル

水戸市宮町一丁目1番1号

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前） 代表取締役 高 橋 信 一

（変更後） 代表取締役 佐 藤 一 弘

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成23年8月25日

イ 平成24年1月31日

(4) 変更の理由

ア 代表者変更のため

イ 入替による退店及び出店のため

3 届出年月日

平成24年2月22日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン水戸南

東茨城郡茨城町長岡3480番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成23年10月24日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ロックシティ水戸南

(変更後) イオンタウン水戸南

## (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) ロック開発株式会社

東京都千代田区神田佐久間河岸67番

(変更後) イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 届出年月日

平成23年10月11日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第225号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン水戸南

東茨城郡茨城町長岡3480番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成23年12月1日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

株式会社ユニクロ

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 9 時 (年間 1 日に限り午前 6 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 30 分～翌午前 0 時 30 分 (一部午前 8 時 30 分～午後 9 時)

(変更後) 午前 6 時 30 分 (年間 1 日に限り午前 3 時)～翌午前 0 時 30 分 (一部午前 8 時 30 分～午後 9 時)

(3) 届出年月日

平成 23 年 11 月 18 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 226 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 24 年 3 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 つくば野田線

3 道路の区域

| 区 間                                          | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|----------------------------------------------|-------|---------|------|------|
| 常総市菅生町 1411 番 1 地先から<br>常総市菅生町 5350 番 2 地先まで | 旧     | メートル    | メートル |      |
|                                              |       | 最大 23.5 | 1020 |      |
|                                              |       | 最小 10.1 |      |      |
|                                              |       | 最大 70.0 | 802  |      |
|                                              | 新 (B) | 最大 31.1 | 802  | 旧道移管 |
|                                              |       | 最小 15.0 |      |      |

茨城県告示第 227 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 24 年 3 月 5 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 3 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道 354 号

2 供用開始の区間 行方市山田 1064 番地先から

行方市山田1066番1地先まで

3 供用開始の期日 平成24年3月8日

### 茨城県告示第228号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県常陸大宮土木事務所において縦覧に供する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 区域の名称

八幡町2地区 急傾斜地崩壊危険区域

#### 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線、及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市郡名    | 町村名 | 大字名 | 字名 | 地 番     | 標柱番号 | 備 考 |
|--------|-----|-----|----|---------|------|-----|
| ひたちなか市 |     | 八幡町 |    | 7165-2  | ①    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7132-13 | ②    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7218    | ③    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 4515    | ④    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 4516    | ⑤    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 4517    | ⑥    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 4517    | ⑦    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 4518    | ⑧    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7162    | ⑨    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7162    | ⑩    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7162    | ⑪    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7163-1  | ⑫    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7163-1  | ⑬    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7163-1  | ⑭    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7132-13 | ⑮    |     |
| 〃      |     | 〃   |    | 7165-2  | ⑯    |     |

### 茨城県告示第229号

取手市姥島土地区画整理組合の事業計画の変更については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市姥島土地区画整理組合  
 事 務 所 の 所 在 地 取手市藤代856番地の1  
 事 業 施 行 期 間 自 平成4年3月19日  
 至 平成24年3月31日  
 施 行 地 区 取手市藤代字箕輪, 小浮気字本田の各一部  
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成4年3月19日  
 2 公 告 す べ き 変 更 の 内 容  
 事 業 施 行 期 間 自 平成4年3月19日  
 至 平成25年3月31日  
 3 変 更 認 可 の 年 月 日 平成24年3月5日

茨城県告示第230号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 美浦村  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 稲敷東部台都市計画下水道事業  
 美浦村公共下水道  
 3 事業施行期間 平成10年12月17日から  
 平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成10年茨城県告示第1369号、平成17年茨城県告示第1327号及び平成19年茨城県告示第468号の事業地に、大字茂呂字栗久保及び大字請領字野中、字小狭間、字イヌウマ、字下田八ヶ山、字請領並びに大字布佐字光仏、字原田並びに大字土屋字笹山、字山下、字草切、字赤松並びに大字信太字信太原、字新堤、字芝ヶ谷の各一部の区域を加える。

茨城県告示第231号

辰ノ口堰土地改良区から平成23年10月5日付けで施行認可申請のあった、青木地区土地改良事業(かんがい排水)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成24年2月22日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年3月5日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

## 茨城県告示第232号

里川堰土地改良区から平成23年9月29日付けで施行認可申請のあった、茅根地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成24年2月22日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成24年3月5日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

## 茨城県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業十王地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成24年3月5日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

## 公 告

## ●茨城県統計調査員証の無効

次の茨城県統計調査員証は、紛失の日以降無効とする。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

| 調 査 名            | 発行番号     | 紛失年月日      |
|------------------|----------|------------|
| 平成24年経済センサス－活動調査 | 第232－33号 | 平成24年2月20日 |
| 平成24年経済センサス－活動調査 | 第232－35号 | 平成24年2月15日 |

## ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 つくば市
- 2 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 3 作業期間 平成24年2月11日から平成24年3月16日まで
- 4 作業地域 つくば市全域



●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市江戸崎字新山甲857番6

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷市佐倉3140番地 渡辺住宅3号

五十嵐 徹

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市上稲吉字後庵376番23

- 2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市上稲吉376番地16

佐 賀 孝 行

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)